

交小改築

八月末に完成予定

一月十七日、交野小学校の鉄筋改築工事の起工式が行われました。この改築工事は今年の八月末を完成目標に総工費五億二百万円で

普通教室十八、音楽、家庭、理科

図工、図書視聴覚の特別教室、養護、肢体不自由児教室、職員室、保健室等の合計四千五百九十三㎡を建築するものです。

この学校は、昭和二十八年四月に第一期工事が竣工して以来、三十二年度までに五期にわたる工事を、そして三十四年に講堂が、三十六年にプールができ、学校施設

仮称第五・第六小

完成まぢか

去年から建築中でありました仮称第五、六小学校の工事は、建築事情の悪化の中で四苦八苦しながらもついに最後の追い込みに大わらわです。

第五小の方は、すでにコンクリ

ート工事も一月中に完了して、内部工事をすすめています。

屋内体育館も一月末に着工しました。

第六小は、すこし遅れて三階のコンクリート打ちを急いでいますが、これから突貫工事で開校時には授業に大きな支障のない程度にやり上げていくつもりです。

また屋内体育館も並行して建築していきます。

プールは両校とも二月中に着工できるよう、いま準備をすすめています。

これらの工事は資材等の高騰で体育館は一校約一億円、プールも約六千万円かかります。

つい一年前の約三倍になりました。

このため財政的には大へん困難

として完成するまでに八年余にわたりました。

これらの建築は戦後の自治体財政が大へん苦しかった時代に施工されたもので、当時としては大へんな大事業でした。

その後、児童数がどんどん増加し、このため郡津、岩船と、そしてこんどの第六小が分離しました

が、いずれも皆立派な鉄筋校舎ですのに、本家のこの学校だけがじつとしんぼううしてもらっていたわけです。

校舎としては、老朽してはいませんが木造建築であり、設備等も

近年の教育技術に対応できなくなりましたので思いきって鉄筋化するものです。

分離校の建築については「児童数急増のための新設分離」ということで、国の補助金がありますがこんどの交小の改築については、国の補助金は全くありません。

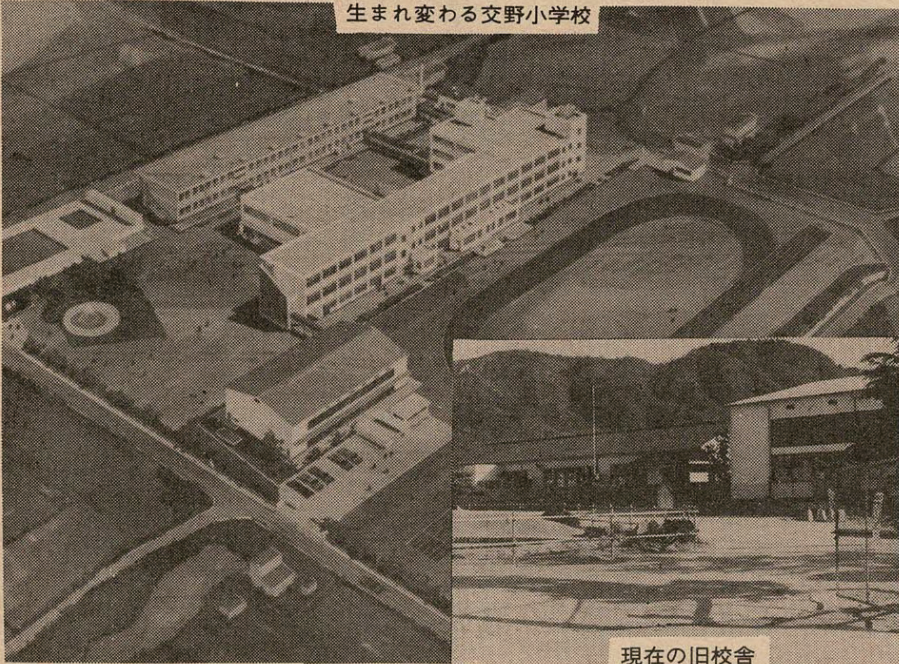
五億円が全部市費でやらねばなりません。

さて、この工事が完了しますと本市の小、中学校舎は講堂などを残すだけで、百％鉄筋化します。

今後は内容の充実とあいまって人間性豊かな交野の教育が振興されることでしょう。

なお、交小の皆さんには建築期間中は大へん迷惑をかけますが、ご理解とご協力をお願いします。

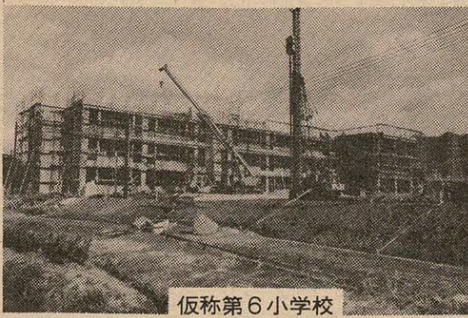
生まれ変わる交野小学校



現在の旧校舎



仮称第5小学校



仮称第6小学校

な事情下にありますが、開校期に校舎、体育館、プールの三点をセツトするため努力をしています。

なお、校名や校区については関係地区の意向をきいていますので近く正式に決定されます。

重度心身障害者(児)の医療費公費負担

本市は、重度心身障害者(児)の健康と生活の安定をはかるため、一月から医療費公費負担制度を実施しました。

対象者にはすでに通知しましたが、つぎに該当される人で、申請

- がまだの人は○印鑑○健康保険証
- 身体障害者手帳を持って、生活環境課国保係までおこしください
 - ▼対象者
 - ① 一級または二級の身体障害者
 - ② 精神薄弱の程度が重度の人
 - ③ 精神薄弱の程度が中度で身体障害者手帳を持っている人

対象者にはすでに通知しましたが、つぎに該当される人で、申請

- ただし次のa～fにあたる人は除きます。
- a 社会保険に加入している本人
- 給与所得のある人で雑損控除や医療費控除、寄附金控除などを受けることができる人。
- 給与所得者で四十八年の中途で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人。
- 予定納税をしている人で確定申告の必要がなくなった人。
- ▼延納制度が利用できます△
- 所得税第三分税額の半額以上を納期限(三月十五日)までに納付すれば、残額は五月三十一日まで延納することが出来ます。
- 延納期間中は年七・三%(日歩二銭)の利子税がかかります。
- なお、税務署では所得税や税額の計算方法などについて、いつでも相談に応じています。
- 相談日の通知のあった人は、指定された日にお越しください。
- ▼振替納税が便利です△
- 国税も預金口座から振替納税ができます。自動振替の申込用紙は税務署及び各金融機関にあります。
- e 国の実施する医療費公費負担制度によって全額公費負担を受けている人
- f 前年の所得が所得税法による

が医療費の全額給付を受けることができる人

生活保護を受けている人
老人福祉法や老人医療費の助成を受けている人
精神薄弱者福祉法または児童福祉法にもとづく措置により医療費の支給を受けている人
国の実施する医療費公費負担制度によって全額公費負担を受けている人
前年の所得が所得税法による

医療費が増えれば 保険税が上がる

医療費は毎年増え続けています。国保は三割支払えば医者にかかれます。ところが三割だけ支払えばというところから、これを利用する人が多くなり、医療費が増え、それが保険税の値上げという形で、被保険者の肩にかぶさってくるわけです。みんなで医療費の問題に深い関心を持ちましょう。

医療費が増えるということは、患者が窓口で支払う額はもちろん増えますし、国、府の負担分も増えます。しかし、それはそれなりに処理されるところで、問題は保険税でまかなわれないということです。不足した場合は、保険税を値上げしなくてはなりません。つまり、医療費が増え、それが保険税の値上げという形で、被保険者の肩にかぶさってくるわけです。みんなで医療費の問題に深い関心を持ちましょう。

申告の受付

二月十六日

三月十五日

所得税・住民税・事業税

今年も税の申告時期が近づいてきました。

申告を期限内にせずにはおくと、後から余分な税金を納めなければなりません。

所得税・贈与税

四十八年分の所得税の申告と納税は二月十六日～三月十五日まで、確定申告の場合も同じです。

所得税の確定申告をすまずと事業税、住民税の申告も同時にすんだことになりません。

確定申告が必要な人△

○四十八年中の各種所得の合計から全ての所得控除額を差し引きその金額を基として算出した税額が配当控除よりも多い人。

○四十八年中の給与の収入金額が五百万円を越えた人。

- 一か所から給与を受け、その他の所得が十万円を越えた人。
- 二か所以上から給与を受けている人で、従たる給与の金額と給与所得や退職所得以外の所得額を合計すると十万円を越える人。
- ▼税金の還付を受けられる人△
- 源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納めすぎになっている人は、還付をうけるための申告書を提出してください。
- 特に次のような人は税金が納めすぎになっているかもしれません。○四十八年中の所得が少くないで利子所得や配当所得、原稿料などがある人。

が医療費の全額給付を受けることができる人

- b 生活保護を受けている人
- c 老人福祉法や老人医療費の助成を受けている人
- d 精神薄弱者福祉法または児童福祉法にもとづく措置により医療費の支給を受けている人
- e 国の実施する医療費公費負担制度によって全額公費負担を受けている人
- f 前年の所得が所得税法による

住民税

市府民税は前年中の所得に対し

申告と個人相談日程表

月・日	時間	場所
2月16日 ～3月7日	9～4	市役所税務課 市民税係
3月8日 ～3月15日	9～4	福祉センター 大ホール
2月22日	9:30～12	寺集会所
〃	1:30～4	森集会所
2月23・24日	9:30～4	星田出張所
2月26・27日	9:30～4	教育文化会館
2月28日	9:30～12	神宮寺集会所
3月1・2日	9:30～4	郡津公民館
3月3・4日	9:30～4	交野会館
3月5・6日	9:30～4	私市会館

○土・日曜日も受付を行います。

住民税の申告と個人相談

住民税の申告受付は別表のとおり、申告の個人相談も行います。なお申告用紙を受取った人で所得のなかった人や、給与所得者で毎年給与所得から住民税を天引きされ、引続き同じ会社に勤務して

いる人は空欄に次のことを記入してください。

- 一、所得なし、〇〇に扶養されている。
- 一、〇〇大学在学中、〇年卒業見込み。
- 一、〇〇の事業専従者。
- 一、〇〇会社勤務、勤務先、入社年月日。

(48. 9. 30. 現在)

貸借対照表 (単位千円)					
勘定科目	借方	貸方	勘定科目	借方	貸方
(資産勘定)			(負債勘定)		
固定資産	1,163,255	115,429	流動負債		65,108
土地	46,732		一時借入金		20,000
建物	83,118		未払金		31,231
構築物	690,845		前受金		6,790
機械及び装置	299,125		その他流動負債		7,087
車輛運搬具	2,166		(資本勘定)		
工具器具及び備品	8,646		資本金		881,146
減価償却引当金		115,429	自己資本金		47,350
建設仮勘定	25,061		借入資本金		833,796
借地権	7,162		剰余金		186,127
電話加入権	100		工事負担金		166,475
投資有価証券	300		受贈財産評価額		4,685
流動資産	71,417		給水負担金		13,987
現金預金	36,997		減価積立金		980
未収金	27,671		繰越欠損金	4,144	
貯蔵品	6,715				
前払金	34		上半期純損失	4,152	
繰延勘定	4,842				
退職給与金	4,842				
小計	1,239,514	115,429	小計	8,296	1,132,381
			合計	1,247,810	1,247,810

(48. 9. 30 現在)

損益計算書 (単位千円)					
勘定科目	借方	貸方	勘定科目	借方	貸方
(収益勘定)					
営業収益		137,597			
給水収益		70,195			
受託工事収益		39,876			
その他営業収益		27,526			
営業外収益		609			
受取利息及び配当金		539			
雑収益		70			
(費用勘定)					
営業費用	114,306				
原水及浄水費	24,565				
配水及給水費	15,373				
受託工事費	39,454				
総係費	15,755				
減価償却費	18,196				
資産減耗費	963				
営業外費用	28,052				
支払利息及び企業債取戻諸費	28,052				
上半期純損失		4,152			
合計	142,358	142,358			

赤字額増加の一途

水道48年度上半期会計報告

水道事業は、現在その大半が各地方自治体で運営されている公共事業ですが、独立採算制で行われ

ているのも、すでにご存知のこと

は、企業内努力はもろろんの事、合理化と簡素化につとめ、事業の重点施策を徹底して行っています。

赤字の原因として、先行的に拡張工事を行うための支払い利息等の費用が、大きく経営状態を圧迫しているのも事実ですが、それにもまして、流動的な現在の情勢からくる諸物価と諸経費の高騰はさげられず、水を造るごとに赤字が出ています。

四十六年度決算に初めて赤字を出してから、水道局の会計は赤字

業務実績表

項目	単位	47年度 4-9月分	48年度 4-9月分	同月 累計
行政区域内人口	人	41,513	44,025	106.1
計画給水人口	人	65,000	65,000	—
現在給水人口	人	37,371	40,556	108.5
普及率	%	90.22	92.12	102.1
給水件数	件	11,131	11,793	106.1
総配水量	m ³	1,847,829	2,234,328	121.0
有収水量	m ³	1,536,634	1,940,258	126.3
有水率	%	83.16	86.84	104.5
職員数	人	29	32	110.4
職員1人当り配水量	m ³	63,719	69,823	109.6
職員1人当り給水人口	人	1,288	1,376	106.9
1m ³ 当り総費用	円	66.37	73.37	110.6
1m ³ 当り総収益	円	53.88	71.23	132.2
1m ³ 当り給水収益	円	33.07	36.17	109.4
供給単価	円	33.07	36.17	109.4
給水原価	円	59.19	53.03	89.6
販売収益	円	△ 26.12	△ 16.86	—

だと言えるでしょう。しかし、水道局の台所がどのような状態であろうとも水道事業はストップすることはできません。水道事業をより健全な状態に続

けるためにも、市民の皆さんに清浄で豊富な水を供給するためにも近い将来、何らかの適切な措置を加えなければならない時期にきています。

登録している人(ただし一人一口)☆保険料 一人年額三百六十円で、満三十以上中学生までは年額三百円。☆保険期間 四月一日から翌年三月三十一日まで。中途加入者は申し込みをした時から有効。

●即死または、事故が原因で百八十日以内に死亡した場合五十万円。●けがをした場合その程度により一五千元から三十万円まで。

市民交通傷害保険に

加入しましょう

市民交通傷害保険制度も発足して以来、市民の皆さんに広く利用いただいています。この保険制度は、交通事故による不慮の災難を受けられた場合、程度に応じて、補償される制度です。加入されてない人は家庭ぐるみで加入されるようお勧めします。

また、すでに加入されている人の保険期間が三月末で切れますので、最寄りの会場で再加入してください。

☆加入者の資格

本市に在住して、住民基本台帳法、または外国人登録法により、

たのしかったおもちつき

あさひ幼稚園

一月のお誕生会の日、園庭の石臼を囲んだ子どもたちは、寒さなか吹き飛ばして「おもちつき」に頬を上気させています。

「ヨイショ、ヨイショ」とかけ声が自然にとび出し、きねを持つ

先生のお腕に力がこもります。次々とつき上がってくるおもちを待ちかまえた子どもたちは、手早くまとめていきます。

ひっぱったり押ししたりして、形を整えようと懸命です。

出張受付日程表

受付日	受付時間	受付場所
2月25日(月)	午後1時～4時	天野方原町集会所 教育文化会館
2月26日(火)	午後1時～4時	郡津公民館 幾野集会所
2月27日(水)	午前10時～午後3時	梅が枝集会所 松塚集会所
2月28日(木)	午後1時～4時	寺集会所 森集会所
3月1日(金)	午後1時～4時	私市公民館 永大B集会所
3月4日(月)	午前10時～午後3時	妙見坂松下集会所 星田出張所
3月5日(火)	午前10時～午後3時	福祉センター

つきたてをキナ粉にまぶして食べている子どもの満足そうな顔。「少しづつ食べてね」とのどに つまるのを心配して注意深くみつ めている先生も満足そう。 おもちつきが初めての子、す でに知っていた子、それぞれに楽し い経験となった一日でした。

交野市役所
秘書課公聴広報係行



問

借地代についておたずね
します。

明治、大正時代から借地として、本市に住み、むかし米納にて借地代を支払っていました。金納に替りました。

つきましては、借地を
どのような計算をされてい
るか教えてください。

市民のみなさん、何か相談はありませんか？

また、市役所の仕事^が複雑にな

同和对策審議会答申

(その二十八)

政府のこれまでの同和对策は厚生省と文部省及び建設省の所管に属する行政施策が主なものであるが、同和问题閣僚懇談会が内閣に設けられてからのちは、モデル地区の設定に基づき総合的施策を実施する方向に進展し、労働省、農林省、通産省、自治省、法務省などの所管に係る各種の施策も新たに加えられ、国の同和对策予算も逐年増額されていった。

このような政府の同和对策の發展にともない、その行政区域内に多数の同和地区を有する地方公共団体においても、政府の行政施策の実施に協力するだけでなく、独自の立場で自己の財政負担によって従来から行なってきた同和对策をより一層積極的に実施するようになった。

以上述べた戦後の同和对策を戦前のそれと比較すれば、一歩前進

政府によつて実施された行政施策に対し次のような総括的評価を行つたのである。

①明治の末から大正の初め頃までの政府による同和对策は、治安維持と窮民救恤の見地から行われた行政施策であつて、その基本的性格は慈善的なものであつたことを否めない。

ことに、当初地方改善行政の一環として行われた部落改善施策は

きらいがあった。

②大正の中頃全国的に勃興した自主的な改善運動は同和地区住民の自覚のあらわれであったが、政府はそれにこたえて改善施策を積極的に行なうことをせず、限られた僅かな予算で改善事業を慈善的に行なっていたにすぎなかった。

③政府が同和問題の重要性を認識するに至った契機は、米騒動と水戸平社運動の勃興であった。

す。この運は、火災が発生しやすく、また、季節風等により大火になりやすい時期を迎え、火災予防思想の高揚をはかり、火災と火災による死傷者の防止を目的としています。

市消防本部では、一般住宅や事業場の防火を推進するとともに、車両も合わせて実施することになっています。

一日現在で調査し登録したもの
す。

この選挙人名簿を次のとおり
覧します。

☆縦覧期間
二月二十三日(土)～三月九
(土)

☆縦覧時間
午前八時三十分～午後五時

☆縦覧場所
交野市選挙管理委員会事務局

答、四十六年十二月二十六日に地
代家賃統制令にもとづく地代また
は家賃の停止統制額に代わるべき
額等の改正告示が出され、地代家

質（建築年月日、延面積等）によって決まるものです。

昭和25年7月10日以前着工の建物				区分	建物
非居住用建物	居住用建物				
居住用賃借部分 (九十九㎡以下)	併建	上の建物	九十九㎡以下の建物	九十九㎡以下の建物	土地
	併用物	併用住宅 事業用部分(主として) 居住用部分(主として)	賃借部分(九十九㎡以下) 賃借部分の合計を差引いた 部分が九十九㎡以下		
のみ(賃借部分) ○	○	○	のみ(賃借部分) ○	○	
○	○	○	○	○	

(地代家賃統制令による地代および家賃の算出方式)

種類	方式	地代および家賃の算出方法
地 代		$\left(\text{その年度の固定資産税の課税標準額} \times \frac{50}{1,000} \right) + \text{その年度の固定資産税額} + \text{その年度の都市計画税額} \times \frac{1}{2} = \text{(月額)}$
純家賃		$\left(\text{建物の価格} \times \frac{18.24}{1,000} + \text{その年度の都市計画税額} \right) \times \frac{1}{2} = \text{(月額)}$
家 賃		地代相当額（地代の方式で算出した額）＋純家賃＝（月額）

(注) イ.純家賃中建物の価格はその年度の固定資産税台帳に登録されている価格である。
 ロ.一筆の土地の一部または一括して評価されている数筆の土地（集合団地）の一部の地代は、その土地の一部の土地の面積に当該土地全部の地代× $\frac{\text{該土地全部の面積}}{\text{該土地全部の面積}}$ によって算出される。
 ハ.従前の地代および家賃（昭和46年12月31日の地代および家賃の停止統制期）又は認可統制期が算出した地代および家賃の額をえるときは従前の地代および家賃の額がそのままとなる。

統制令の適用される場合は別表のとおりです。

山火事にそなへ
特別水利調査

本市消防本部と消防団では、山林火災に対処するため特別水利踏

査を計画し、実施に移しました。
 地域の約六割を占める十五km²の山林をくまなく踏査し、消防水利として使用できる池や谷川の水量調査をしています。

対象となる池は約百三十五カ所
谷川四十五カ所で、使用可能な水
利をリストアップし、今後水利分
布図の作成や堰堤の設置、侵入路
の確保、ポンプ設置場所の整地な
ど山林火災対策を促進する計画で
す。

春の全国火災予防運動

2
.
28
)
3
.
13

「隣にも声かけあってよい防火」をスローガンに、恒例の春の火災予防運動が二月二十八日から三月十三日まで全国一斉に実施されます。

農業委員會委員選舉人名簿は、本市に住所を有する年齢満二十才以上（昭和二十九年四月一日以前に生まれた人）で、十アール以上の農地を耕作している人を、一月一日現在で調査し登録したものです。

この選挙人名簿を次のとおり縦覧します。

☆縦覧期間

二月二十三日(土) 三月九日(土)

☆縦覧時間

午前八時三十分〜午後五時

☆縦覧場所

交野市選挙管理委員会事務局

災面についてもあわせて調査を行い諸般の資料とする計画です。

なお、調査した水利については仮札（リボン）を付けています。

標識板の設置まで取りはずさないよう、皆さんのご協力をお願いします。



農業委員會委員

選舉人名簿縱覽



私のふるさと

倉治 峯岡 馨子

私たちが、この倉治にきたのは、今から四年前です。その当時、交野町と言っていました。春にはレンゲが一面に咲き、蝶

々がまい飛ぶ、夏にはゲロゲロとやかましいまでに泣いたカエル様、秋には忙しのお百姓さんの取り入れ、田舎に育った私には自然のよ

い交野を故郷のごとく喜んだものでした。提防を散歩してつくしを取った事も、ヘビと対面して腰を抜かした事、家族で山登りして、

伏拝（ふしうがみ）

〔寺地区〕

南川に沿って寺地区には、正法寺の西に燈籠の辻がある。燈籠は四基あって、二月堂には文政十二年己丑二月建、柳谷には村講中、愛宕山には下町組とほられてありもう一基は不明。

この辻を左に見て上って行くと住吉神社に出る、東側の道標に「やまと道」と指で示したあたりから峽崖（かいがけ）道が始まる。岩盤が路面に出たり、道一杯に枯葉がつもったり、北や南の展望が見えかくれる。

くねりくねり北の展望のきくところ、巾十五cm、長さ八十cmくらいの頭の尖った愛宕山大権現の碑、すこし上に清水八幡宮の碑の二基が建っている。またくねって西の谷間の見える



道はしに野崎観世音、その裏に明治十六年十一月日奥憶太郎と刻まれている。そこから再び上ると電柱二十二号の下に、能勢妙見大菩薩の碑が大樹の影と

いっただたづまいで建っている。そこから少し上ると左に地蔵堂のあった広場、続いて龍王山の登り口が続く、

その先を大きく南にくねると「ごみの木地蔵」が西面しておられる。そこを少し進むと「おちご谷」の上流と、峽崖の道がいちばん接

葉が今も耳に残っている。柳谷は眼の病を治してくださる。仏さま、愛宕山は火の用心の神様。二月堂はせつばつった時おたの

合格祈願



ことしの初詣に、京都の北野天満宮に参詣した。

どこの天神様、天満宮も同じだけれど、大願成就の絵馬がたくさん奉納される。

ここ北野天満宮も受験のお守りや絵馬が飛ぶように売れ、本殿裏の絵馬奉納所には東大合格、灘高必勝など、祈願絵馬がどっさり掛けてあった。

中には、〇〇幼稚園入園祈願、

みする仏様、八幡さんは厄除け、野崎観音は安産、女性の腰から下の病氣、野勢妙見は開運、金毘羅さまは五穀豊じょう、色々のことをお聞き下さる。

この間までわらぶきの多かった村々、火災ともなれば恐ろしい、村の人達は火袋に灯がともる夕暮、愛宕山大権現に真剣な祈りが続いた。

また峽崖の谷に心からの祈りが続いた、しかし今はその影もない。交野は変わって行く、しかし古い交野も生きていて、こんな眼で地区内をよく見たらこんな資料が

伏拝の碑や燈籠は大切に皆で守りたい。

この調査には森地区、杉井末吉氏にお世話になりました。

交野市文化財保護委員 奥野平次

善意銀行

松塚の藤井勇さんから恵まれたい人々のためにと十万円、私市の川本秀子さんから私市尺治町の班長の報償金二千五百円、松塚のマキノ電気機器から二万二千八百円

寺の篤志家から老令福祉年金の支給額の一部八千三百円、星田の相馬太郎さん兄妹から、体の不自由な子供さんのためにと昨年玉一万八

八百円、私部のK・K・アリケン従業員鎌田又市さんが死亡され、会社の積立金五十四万一千六百九十三

円、御堂建築事務所、伊藤俊一さん

間の鳥は、羽毛のはえそろうのが遅い、うちの息子はよくてで困る「業有文章欲附誰」わが家の家業は文章道だが、できの悪い子ばかりでさて家業を誰に伝えてよい

実際にぐじぐじ子どものできの悪さをこぼしている。ほんとに詩のとおりなら、道真公もどこかの神さまに、できの悪い子どもたちの願をかけたのではな

そんなに弱っていた道真が、後世の親たちから受験の成功を必死に祈られている姿を本殿の奥でど

不信心なことを考えながら、それでも私も皆さんと一緒に三百円の勸学お守りを買ひ、拝殿で鈴を振っていた。

受験期が近づくと「親は細り神は太る」と思うのは私のひがみだろうか。 教育長 北田 甫

星田青年会

チャリティショーの売上金を寄附

星田青年会から身体障害者星田支部へ、クリスマスチャリティショーの売上金一万九百二十円を寄附していただきました。暖かい善意に厚くお礼申し上げます。



かたの



お知らせコーナー

し尿汲取券の

交付手続きを受けましたか

昭和四十九年度し尿汲取券の出張交付を行いますので、し尿収集申し込み家庭及び事業所は必ずこの機会に改正交付手続きを受けてください。

なお、交付日に都合で手続きができない場合は、本人か代理人が交付開始日から三月二十日までの毎日（土曜日の午後および日曜日を除く）、午前九時から午後五時まで、清掃課で受付を行いますので交付手続きをしてください。

改正交付を受けていない場合は汲取りができないこともありますので、ご協力をお願いします。

交付日付および場所

日 時	2月16日(土) PM 1:00~ PM 4:30	2月17日(日) AM 10:00~ PM 4:30	2月23日(土) PM 1:00~ PM 4:30	2月24日(日) AM 10:00~ PM 4:30
(交付場所)	森(集会所) 寺(集会所)	幾野(集会所) 郡津(公民館)	柴野(集会所) 永大(集会所)	皇田(出張所)
日 時	3月2日(土) PM 1:00~ PM 4:30	3月3日(日) AM 10:00~ PM 4:30	3月10日(日) AM 10:00~ PM 3:00	—
交付場所	私市(会館) 妙見坂(集会所) (松下集会所)	倉治(文化会館)	私部駅前住宅(福祉センター)	—

交付手続きに必要なもの
印鑑、昭和48年度汲取券(整理番号確認の為)

先生の下宿を捜しています

先生の下宿をさがしています。
市内の小、中学校の先生は現在二百十五人ですが、そのうちで下宿住いの人が約四十五人です。

毎年、新任や異動で本市の学校に赴任していただく先生のための住宅や下宿をみつけるのに大変苦労しています。

今年も四月には、小学校二校が開校の予定で多くの先生を迎えることとなります。これらの先生にはできるだけ学校に近い市内で住んでもらうように、教育委員会では先生の下宿先をさがしています。お願いできることがあります。

排出ガス減少

装置をつけましたか

千ccをこえ一千六百cc以下の乗用車は、三月三十一日までに排出ガス減少装置を取付けてください。取り付けをしていない場合は、道路交法第六十二条の整備不良車として、取り締まりの対象となりますのでご注意ください。

固定資産税課税台帳の 縦覧は四月に延期

毎年三月一日から行っていました課税台帳の縦覧は、今年四月に延期になりました。

これは地方税法の改正案の成立が遅れる見通しのためです。縦覧の日時については改めて広報・回覧でお知らせします。

償却資産の申告は もう済みましたか

四十九年度償却資産の申告は、一月末まででしたが、まだ申告書などの関係書類を提出されていない人は、至急提出してください。

なお、償却資産納税義務者で関係書類が届いていない場合は税務課資産係まで連絡ください。

市の入札参加願

三月末日まで

四十九年度、本市における工事請負契約、測量及び建設コンサルタント業務請負契約・物品の購入契約、製造契約、売払契約等に係る入札・見積りに参加を希望される業者は、期日までに関係書類を提出してください。

一、提出期日：昭和四十九年二月一日から三月三十一日まで。

二、提出先：総務部財政課管財係、三、提出書類

(一)工事請負契約・資格審査申請

48年の交通事故死者〇

48年は市民みなさんの協力で市内の交通事故死者〇を記録しました。しかし、死亡事故につながる重傷事故はあとを断ちません。特に子どもや老人の交通事故防止にみなさんも協力ください。

47、48年の交通事故発生件数

	死者	重傷	軽傷	物損
47年	3件	4名	24件	27名
48年	0	0	18件	18名

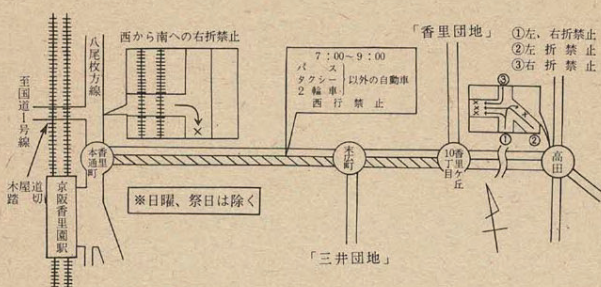
市内全域(田んぼ・畑) 野ねずみ退治

二月十七日から末日まで野ねずみの駆除のため毒エサ、強力ラテミンを使用します。

市内全域で行いますので、この期間中は田や畑には立入らないよう、また家畜の放し飼いをしないようご注意ください。

木屋交野線 交通規制

木屋交野線バス専用道路発足に伴い、高田方面、香里園方面から香里園の駅へはマイカーでは行けなくなりました。



経歴書、主要取引金融機関名、経営規模等総括表、使用印鑑、印鑑証明書。

(三)物品購入、製造、売払契約、資格審査申請書、代表者身元証明書、納税証明書、使用印鑑、印鑑証明書、営業経歴書、取扱品目、取引証明書

四、提出部数：一部
なお、用紙は建設省統一様式または、全国統一様式に準じて作成してください。

詳細についての問い合わせは、財政課管財係まで。

趣味の「家庭園芸」



さくくら

万葉の昔、梅は貴族の花であり庶民は、有史以前の昔から全国に山々に自生していた桜の花を觀賞してきた。

すなわち、貴族の花の梅に對して、桜は庶民の花であつた。

古くは庶民の花であつた桜も萬葉以後、次第に貴族の庭園にも移し植えられるようになり、花の美しいものを對象に、自然に淘汰、選択がなされるようになったが、當時はまだ一重咲のものが多く、八重咲の美しい花が珍重されるようになったのは平安朝の頃、伊勢大輔が「いにしへの奈良の都の八重桜」と詠じて以來である。

ついで、鎌倉時代の頃には伊豆原産のオオシマザクラ系統の桜が加わつて、今日の桜にみるような大柄な美しい里桜の品種がたくさんできるようになった。

一、桜の種類

野生種、遺伝種、園芸品種等数多くの種類があり、また、その花も開花期、色、花弁数等種々雑多である。

の開花期による種類としては、十二月～二月 カンザクラ系か三月 ヒガンザクラ系

- 四月 ヤマザクラ、オオシマザクラ、ソメイヨシノザクラ系
- 四月中、下旬 サトザクラ系
- 四月下旬～五月上旬 オオヤマザクラ、カスミザクラ系
- 十月～十一月 ジュウガツザクラ、フユザクラ系がある。

二、桜の特性

- (一) 寿命は短い
ソメイヨシノ、サトザクラ―成長は早い、寿命は四十年～五十年。
- (二) 日照を好む
陽樹であり、陰地では花着きが悪くなる。

- (三) 乾燥、過湿に弱い
極端な好き嫌いは少なく、夏期極端に乾燥する地や、地下水が地表1m以内の地は不良である水分の多い土地は開花期が早く重粘土の所は着花は良いが早く成長が衰える。

- (四) 浅根性である。
ほとんどの種類が浅根性であるソメイヨシノの調査では、地表面下の十～二十cm部分に太根が多く、大部分の根は60cm以内に分布していた。

- (五) 剪定を嫌う

枝の切口から病害菌が入り腐りやすいので、植え込みの時も、できるだけ枝を切らずに行い、やむなく切った場合は、切口にコールドール等を塗つて腐蝕を防ぐようにする。

(六) 大気汚染に弱い

サトザクラ、ソメイヨシノはSO₂に弱く、オオシマザクラは比較的強い。

(七) 忌地現象をおこす

三 植栽方法と植栽後の管理

植栽時期

関西地方では、一月下旬～二月下旬頃の、樹液が活動していない時期が適期である。

(一) 地培と植栽

基肥として油粕、草木灰、堆肥等の有機質肥料を植穴の中に入れて土とよく混ぜあわせる。

施肥量は、径3cm程度の苗を例にとると、一本当り大バケツ一杯程度が望ましい。

植栽地は必ずしも良好な環境とは限らないので、土壌によつては、土壌改良策を施し、湿地砂礫地は盛土、客土をし、粘土堅密土では有機質を十分にに入れる。

植穴の大きさは、直径七五cm、深さ四五cm以上が望ましい。

(三) 植栽当所の管理
植栽後乾燥を受けやすいので十分に灌水を行うほか、敷ワラ等を行い、また、支柱は必ず行う。

(四) 成長時の管理
毎年十二月～二月に窒素肥料、油粕等の追肥を行い、乾燥時には灌水をする。



短歌

こもれ陽のあわき光のその中に
白きざんか音もなく散る
奥野 喜子

今日も亦食パンの耳残す兒に物
価話すも馬耳に東風
菊井 幽堂

野の花に心安らぐ時ありてくれ
そむる道をあゆみてかえる。
森田 泰子

初春や揚げたるたこの悠々と澄
みたる空を我がもの顔に
藤原 フク

庭隅にひそり出でし露のとうに
近づく春の訪れを知る
厚主 ナカ

山上や拍手に迎ふ初日の出自づ
と吟ず迎春の詩を
厚主 一江

われの作りしパンダの縫ぐるみ
を孫はだきしめ初夢見むと
住江 喜代

商のあいまいまにあみしとして
姪はゑり巻き届けてくれし
中野 千鶴

交野

俳句会

日時 三月三日(日)

午後一時から

場所 福祉センター

出句 雑詠五句

一月の作品から

旗立てて初荷の舳曳かれ来る
中村 寒波

初風呂の朝日の窓を風たたき
大矢 芳子

見なれたる湖水の景や旅始め
岩堂 幾二

嫁連れて安産祈る初詣
厚主 一江

年頭の来客去りて外暗し
今堀 フサエ

恙なき老をつくろう初鏡
林 万智子

落柿舎の前の刈田に物干せる
竹村 拓浪

卓球をやりましょう

〓市卓球連盟〓

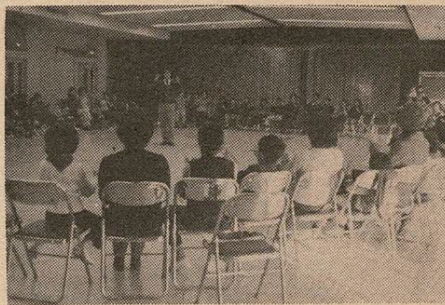
日曜日の昼さがり、みんなで卓球をしませんか。

〇とき 二月十七日(日)

三月三日(日)

午後一時から

〇場所 一中体育館



入会を希望される人は、〇五九一
一〇五九五、柳田宅まで連絡くだ
さい。

市の人口

(1月末日現在)

人口	45,128人	出生	111人
男	22,897人	死亡	22人
女	22,231人	転入	393人
世帯数	12,797	転出	235人

行事カレンダー

2/15(金)	母親教室（1～3）福祉センター 離乳食講習会（10～12）福祉センター 幼児教室（10：30～12：30）福祉センター 家庭児童相談（10～4）福祉センター	28(木)	国民年金保険料と国民健康保険税徴収 （1：30～3）教育文化会館 肢体不自由児教室（10～12）福祉センター 固定資産税第4期分納入（1：30～4）教育文化会館
16(土)		3/1(金)	国民年金保険料と国民健康保険税徴収 （9：30～11：50）星田出張所 幼児教室（10：30～12：30）福祉センター 家庭児童相談（10～4）福祉センター
17(日)	日曜診療（10～12）福祉センター	2(土)	
18(月)	幼児教室（10：30～12：30）福祉センター 肢体不自由児教室（1～3）福祉センター	3(日)	日曜診療（10～12）福祉センター
19(火)	ジフテリア及び三種混合予防接種2回目 （1：30～3）福祉センター、倉治栄町集会所 家庭児童相談（10～4）福祉センター 児童相談（10～12）福祉センター	4(月)	幼児教室（10：30～12：30）福祉センター 肢体不自由児教室（1～3）福祉センター
20(水)	ジフテリア及び三種混合予防接種2回目 （1：30～3）星田農協 巡回赤ちゃん検診（1：30～3）福祉センター 心配ごと相談（2～4）福祉センター 幼児教室（10：30～12：30）福祉センター 家庭児童相談（10～4）福祉センター 人権相談（1～4）福祉センター	5(火)	家庭児童相談（10～4）福祉センター 児童相談（10～12）福祉センター
21(木)	ジフテリア及び三種混合予防接種2回目 （1：30～3）交野会館 法律相談（1～3）福祉センター 肢体不自由児教室（10～12）福祉センター	6(水)	幼児教室（10：30～12：30）福祉センター 家庭児童相談（10～4）福祉センター
22(金)	ジフテリア及び三種混合予防接種2回目 （1：30～3）私市会館 母親教室（1～3）福祉センター 園芸相談（1～4）市役所緑化推進室 幼児教室（10：30～12：30）福祉センター 家庭児童相談（10～4）福祉センター 固定資産税第4期分納入（1：30～4）星田慈光寺	7(木)	法律相談（1～3）福祉センター 肢体不自由児教室（10～12）福祉センター
23(土)		8(金)	巡回赤ちゃん検診（1：30～3）星田農協 幼児教室（10：30～12：30）福祉センター 家庭児童相談（10～4）福祉センター
24(日)	日曜診療（10～12）福祉センター	9(土)	
25(月)	国民年金保険料と国民健康保険税徴収 （1：30～2：30）森集会所 （3～4）寺集会所 （10～11）私市会館 幼児教室（10：30～12：30）福祉センター 肢体不自由児教室（1～3）福祉センター 固定資産税第4期分納入 （9：30～12）森、寺集会所、私市会館 （1：30～4）永大B集会所	10(日)	結婚相談（1～3）福祉センター 日曜診療（10～12）福祉センター
26(火)	保健婦相談（1～3）福祉センター 国民年金保険料と国民健康保険税徴収 （1：30～3）郡津公民館 家庭児童相談（10～4）福祉センター 児童相談（10～12）福祉センター 固定資産税第4期分納入（1：30～4）郡津公民館	11(月)	幼児教室（10：30～12：30）福祉センター 肢体不自由児教室（1～3）福祉センター
27(水)	国民年金保険料と国民健康保険税徴収 （9：30～11：50）福祉センター 幼児教室（10：30～12：30）福祉センター 家庭児童相談（10～4）福祉センター 固定資産税第4期分納入 （1：30～4）交野会館	12(火)	ジフテリア及び三種混合予防接種3回目 （1：30～3）福祉センター、倉治栄町集会所 保健婦相談（1～3）福祉センター 交通相談（10～3）福祉センター 家庭児童相談（10～4）福祉センター 児童相談（10～12）福祉センター
		13(水)	ジフテリア及び三種混合予防接種3回目 （1：30～3）星田農協 幼児教室（10：30～12：30）福祉センター 家庭児童相談（10～4）福祉センター
		14(木)	ジフテリア及び三種混合予防接種3回目 （1：30～3）交野会館 肢体不自由児教室（10～12）福祉センター
		15(金)	ジフテリア及び三種混合予防接種3回目 （1：30～3）私市会館 母親教室（1～3）福祉センター 幼児教室（10：30～12：30）福祉センター 家庭児童相談（10～4）福祉センター
▷ジフテリア——S 49、4 小学校入学の者 ▷三種混合（破傷風、百日咳、ジフテリア） { 被回——生後3～6か月の者 { 追加——初回（3回目）後12～18か月の者 ▷巡回赤ちゃん検診——生後4～5か月の通知者			

確定申告の無料相談

▷日 時 2月21, 22日 9：30～4：00

場 所 星 田 農 協

▷日 時 2月25～28日 9：30～4：00

場 所 福 祉 セ ン タ ー

主催 枚方税理士会

納税の無料相談

税理士会では、税理士記念日の行事として税に関する無料相談を行います。

日 時 2月22日（金）10：00～4：00

場 所 福 祉 セ ン タ ー

各税理事務所（私市、大森正、野田庄逸、私部 榎本稔、桶田虎一）